

令和5年(2023年)5月8日

保護者の皆様へ

県立守山中学校・高等学校
校長 明吉 正知

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症にかかる学校の対応について
(お知らせ)

平素は、本校の教育活動に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症が5月8日から法律上の5類感染症に移行することを受け、学校における感染症にかかる対応について、令和5年4月28日付けで県教育委員会より通知がありました。この通知に基づき、本校における対応について、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とし、昼食の場面において、「黙食」の必要はありません。
- 基本的な感染対策として、効果的な換気、咳エチケット、手洗い等の手指衛生等を、引き続き実施します。

2. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の措置について

- 生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく「出席停止」の措置を講じます(インフルエンザ罹患時と同様の対応)。
- 保健所から新型コロナウイルス感染症罹患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。よって、濃厚接触を理由とした出席停止の措置は行いません。
- 陰性の場合であっても、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があるときには登校しないようお願いします。なお、この場合、出席停止の措置は行いません。

※4月10日付のお知らせから変更した箇所を下線を付しています。